

(租税特別措置法の一部改正)

第十五条 租税特別措置法（昭和二十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則（第一条—第二条の二）	第一章 同 上
第二章 所得税法の特例	第二章 同 上
第一節 利子所得及び配当所得（第三条—第九条の九）	第一節 同 上
第二節 不動産所得及び事業所得	第二節 同 上
第一款 特別税額控除及び減価償却の特例（第十条—第十九条）	第一款 同 上
第二款 準備金（第二十条—第二十一条）	第二款 同 上
第三款 鉱業所得の課税の特例（第二十二条—第二十四条）	第三款 同 上
第四款 農業所得の課税の特例（第二十四条の二—第二十五条）	第四款 同 上
第五款 その他の特例（第二十五条の二—第二十八条の四）	第五款 同 上
第三節 給与所得及び退職所得（第二十九条—第二十九条の四）	第三節 同 上
第四節 山林所得及び譲渡所得等	第四節 同 上
第一款 山林所得の課税の特例（第三十条・第三十条の二）	第一款 同 上
第二款 長期譲渡所得の課税の特例（第三十一条—第三十一条の四）	第二款 同 上
第三款 短期譲渡所得の課税の特例（第三十二条）	第三款 同 上
第四款 収用等の場合の譲渡所得の特別控除等（第三十三条—第三十三条の六）	第四款 同 上
第五款 特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除（第三十四条—第三十四条の三）	第五款 同 上
第六款 居住用財産の譲渡所得の特別控除（第三十五条）	第六款 同 上
第六款の二 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除（第三十五条の二）	第六款の二 同 上
第七款 謾渡所得の特別控除額の特例（第三十六条）	第七款 同 上
第七款の二 居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例（第三十六条の二—第三十六条の五）	第七款の二 同 上
第八款 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例（第三十七条—第三十七条の九）	第八款 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例（第三十七条—第三十七条の九の五）
第九款 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等（第三十七条の九—第三十八条）	第九款 同 上

目次

第一章 同 上	第一章 同 上
第二章 同 上	第二章 同 上
第一節 同 上	第一節 同 上
第二節 同 上	第二節 同 上
第一款 同 上	第一款 同 上
第二款 同 上	第二款 同 上
第三款 同 上	第三款 同 上
第四款 同 上	第四款 同 上
第三節 同 上	第三節 同 上
第四節 同 上	第四節 同 上
第一款 同 上	第一款 同 上
第二款 同 上	第二款 同 上
第三款 同 上	第三款 同 上
第四款 同 上	第四款 同 上
第五节 同 上	第五节 同 上
第六款 同 上	第六款 同 上
第六款の二 同 上	第六款の二 同 上
第七款 同 上	第七款 同 上
第七款の二 同 上	第七款の二 同 上
第八款 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例（第三十七条—第三十七条の九の五）	第八款 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例（第三十七条—第三十七条の九の五）
第九款 同 上	第九款 同 上

第十款 その他の特例（第三十九条—第四十条の三の二）

第四節の二 内部取引に係る課税の特例等（第四十条の三の三・第四十一条の三の四）

第四節の三 居住者の外国関係会社に係る所得等の課税の特例

第一款 居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例（第四十条の四—第四十条の六）

第二款 特殊関係株主等である居住者に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例（第四十条の七—第四十条の九）

第五節 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除（第四十一条—第四十一条の三の二）

第六節 その他の特例（第四十一条の三の三—第四十二条の三）

第三章 法人税法の特例

第一節 中小企業者等の法人税率の特例（第四十二条の三の二）

第一節の二 特別税額控除及び減価償却の特例（第四十二条の四—第五十四条）

第二節 準備金等（第五十五条—第五十七条の九）

第三節 鉱業所得の課税の特例（第五十八条・第五十九条）

第三節の二 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（第五十九条の二）

第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例（第六十条）

第三節の四 國家戦略特別区域における指定法人の課税の特例（第六十一条）

第四節 認定農地所有適格法人の課税の特例（第六十一条の二・第六十一条の三）

第四節の二 交際費等の課税の特例（第六十一条の四）

第五節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第六十二条・第六十二条の二）

第五節の二 土地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十二条の三・第六十三条）

第六節 資産の譲渡の場合の課税の特例

第一款 収用等の場合の課税の特例（第六十四条—第六十五条の二）

第二款 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除（第六十五条の三—第六十五条の五）

第十款 同 上

第四節の二 同 上

第四節の三 同 上

第一款 同 上

第二款 同 上

第五節 同 上

第六節 その他の特例（第四十一条の四—第四十二条の三）

第三章 同 上

第一節 同 上

第一節の二 同 上

第二節 同 上

第三節 同 上

第三節の二 同 上

第三節の三 同 上

第三節の四 同 上

第四節 認定農地所有適格法人等の課税の特例（第六十一条の二・第六十一条の三）

第四節の二 同 上

第五節 同 上

第五節の二 同 上

第六節 同 上

第一款 同 上

第二款 同 上

第二款の二 特定の長期所有土地等の所得の特別控除（第六十五条の五の二）

第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十五条の六）

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十五条の七—第六十六条の二）

第六節の二 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例（第六十六条の二の二）

第七節 景気調整のための課税の特例（第六十六条の三）

第七節の二 国外関連者との取引に係る課税の特例等（第六十六条の四—第六十六条の四五）

第七節の三 関連者等に係る利子等の課税の特例

第一款 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十一条の五）

第二款 関連者等に係る純支払利子等の課税の特例（第六十六条の五の二・第六十六条の五の三）

第七節の四 内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例

第一款 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（第六十条の六—第六十六条の九）

第二款 特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例（第六十六条の九の二—第六十六条の九の八）

第八節 その他の特例（第六十六条の十一—第六十八条の七）

第九節 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例（第六十八条の八）

第十節 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例（第六十八条の九—第六十八条の四十二）

第十一節 連結法人の準備金等（第六十八条の四十三—第六十八条の五十九）

第十二節 削除

第十三節 連結法人の鉱業所得の課税の特例（第六十八条の六十一・第六十八条の六十二）

第十三節の二 対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（第六十八条の六十二の二）

第二款の二 同上

第三款 同上

第四款 同上

第七節 景気調整のための課税の特例（第六十六条の三）

第七節の二 同上

第七節の三 同上

第一款 同上

第二款 同上

第七節の四 同上

第一款 同上

第七節の四 同上

第一款 同上

第七節の四 同上

第八節 同上

第九節 同上

第十節 同上

第十一節 同上

第十二節 同上

第十三節 同上

第十三節の二 同上

第十三節の二 同上

第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例（第六十八条の六十三）

の六十三)

第十四節の二 國家戦略特別区域における連結法人である指定法人の

課税の特例（第六十八条の六十三の二）

第十五節 連結法人である認定農地所有適格法人の課税の特例（第六十八条の六十四・第六十八条の六十五）

第十六節 連結法人の交際費等の課税の特例（第六十八条の六十六）

第十七節 連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第六十八条の六十七）

第十八節 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十八条の六十八・第六十八条の六十九）

第十九節 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

第一款 収用等の場合の課税の特例（第六十八条の七十一・第六十八条の七十三）

第二款 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除（第六十八条の七十四—第六十八条の七十六）

第三款 第二款の二 特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除（第六十八条の七十六の二）

第四款 第三款 同上

第五款 第二款の二 同上

第六款 第三款 同上

第七款 第四款 同上

第八款 第二十節 削除

第九款 第二十節 削除

第十款 第二十節 削除

第十一款 第二十節 削除

第十二款 第二十節 削除

第十三款 第二十節 削除

第十四款 第二十節 削除

第十五款 第二十節 削除

第十六款 第二十節 削除

第十七款 第二十節 削除

第十八款 第二十節 削除

第十九款 第二十節 削除

第二十款 第二十節 削除

第二十一款 第二十節 削除

第二十二款 第二十節 削除

第二十三款 第二十節 削除

第一款 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十八条の八十九）

第二款 連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例（第六十八条の八十九の二・第六十八条の八十九の三）

第二十四節 連結法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例

第十四節 同 上

第十四節の二 同 上

第十五節 連結法人である認定農地所有適格法人等の課税の特例（第六十八条の六十四・第六十八条の六十五）

第十六節 同 上

第十七節 同 上

第十八節 同 上

第十九節 同 上

第二十節 同 上

第二十一節 同 上

第二十二節 同 上

第二十三節 同 上

第二十四節 同 上

第一款 連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（第六十一条の九十一—第六十八条の九十三）

第二款 特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例（第六十八条の九十三の二—第六十八条の九十三の五）

第二十五節 連結法人のその他の特例（第六十八条の九十四—第六十一条の百十二）

第四章 相続税法の特例（第六十九条—第七十条の十三）

第四章の二 地価税法の特例（第七十一条—第七十二条の十七）

第五章 登録免許税法の特例（第七十二条—第八十四条の七）

第六章 消費税法等の特例

第一節 消費税法の特例（第八十五条—第八十六条の六）

第二節 酒税法の特例（第八十七条—第八十七条の八）

第二節の二 たばこ税法の特例（第八十八条—第八十八条の四）

第三節 挿発油税法及び地方挿発油税法の特例（第八十八条の五—第九十条の三）

第三節の二 石油石炭税法の特例

第一款 地球温暖化対策のための課税の特例（第九十条の三の二—第九十条の三の四）

第二款 その他の特例（第九十条の四—第九十条の七）

第三節の三 航空機燃料税法の特例（第九十条の八—第九十条の九）

第三節の四 自動車重量税法の特例（第九十条の十一—第九十条の十五）

第四節 印紙税法の特例（第九十一条—第九十二条）

第七章 利子税等の割合の特例（第九十三条—第九十六条）

第八章 雜則（第九十七条—第九十八条）

附則

（利子所得の分離課税等）

第三条 省略

2 省略

3 一般利子等の支払を受ける居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対する所得税法第九十三条及び第一百六十五条の五の三の規定の適用については、同法第九十三条第一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益

第一款 同上

第二款 同上

第二十五節 連結法人のその他の特例（第六十八条の九十四—第六十一条の百十二）

第四章 同上

第四章の二 同上

第五章 同上

第六章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三節 同上

第四節 同上

第七章 同上

第八章 同上

附則

（利子所得の分離課税等）

第三条 同上

2 同上

の分配（一般利子等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）

第三条第一項（利子所得の分離課税等）の規定の適用を受けた同項に規定する一般利子等をいう。以下同じ。」を除く。以下この項において同じ。」と、「同項に」とあるのは「第一百七十六条第三項に」と、同法第六十五条の五の三第一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配（一般利子等を除く。以下この項において同じ。）」と、「同項に」とあるのは「同条第三項に」とする。

4 省略

（特定寄附信託の利子所得の非課税）

第四条の五 省略

2 5 省略

6 第一項の規定の適用がある場合における所得税法第七十八条の規定並びに第四十一条の十八の二及び第四十一条の十八の三の規定の適用については、同法第七十八条第二項中「学校の入学に関するものを除く」とあるのは「租税特別措置法第四条の五第一項（特定寄附信託の利子所得の非課税）の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に相当する部分及び学校の入学に関するものを除く」と、同条第三項中「支出した金錢」とあるのは「支出した金錢（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に相当する部分を除く。）」と、第四十一条の二第一項中「その寄附をした者」とあるのは「第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に相当する部分及びその寄附をした者」とする。

7 省略

（振替国債等の利子の課税の特例）

第五条の二 省略

2 6 省略

7 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 3 省略

四 適格外国仲介業者 外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理

（特定寄附信託の利子所得の非課税）

第四条の五 同上

2 5 同上

6 第一項の規定の適用がある場合における所得税法第七十八条の規定並びに第四十一条の十八の二及び第四十一条の十八の三の規定の適用については、同法第七十八条第二項中「学校の入学に関するものを除く」とあるのは「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の五第一項（特定寄附信託の利子所得の非課税）の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に相当する部分及び学校の入学に関するものを除く」と、同条第三項中「支出した金錢」とあるのは「支出した金錢（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に相当する部分を除く。）」と、第四十一条の二第一項中「その寄附をした者」とあるのは「第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に相当する部分及びその寄附をした者」とする。

7 同上

（振替国債等の利子の課税の特例）

第五条の二 同上

2 6 同上

7 同上

1 3 同上

四 適格外国仲介業者 外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理

機関のうち、所得税法第二条第一項第八号の四ただし書に規定する条約その他の我が国が締結した国際約束（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が國以外の締約国又は締約者その他外国の機関への租税に関する情報の提供に関する規定として政令で定める規定により外国の機関に対し当該情報の提供を行うことができることとされている場合における当該外国（次号において「条約相手国等」という。）に本店又は主たる事務所を有する者として政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた者をいう。

機関のうち、所得税法第百六十二条第一項に規定する租税条約その他
の我が国が締結した国際約束（租税の賦課及び徴収に関する情報を相
互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の
の締約国又は締約者その他外国の機関への租税に関する情報の提供に
関する規定として政令で定める規定により外国の機関に対して当該情
報の提供を行うことができることとされていける場合における当該外国
(次号において「条約相手国等」という。)に本店又は主たる事務所
を有する者として政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受け
た者をいう。

五八省略

(振替社債等の利子等の課税の特例)

第五章の三 省略

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

卷三

四 適格外国仲介業者 外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関のうち、所得税法第二条第一項第八号の四ただし書に規定する条約その他の我が国が締結した国際約束（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が國以外の締約国又は締約者その他外国の機関への租税に関する情報の提供に関する規定として政令で定める規定により外国の機関に対し当該情報の提供を行うことができることとされている場合における当該外国（次号において「条約相手国等」という。）に本店又は主たる事務所を有する者として政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた者をいう。

五
省
略

(私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等)

四
五
六
七
八
九
十
十一
同上

(振替社債等の利子等の課税の特例
第五条の三 同 上
2・3 同 上
4 同 上

五八同上

五
同上

(私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税)

第八条の二 省 略

234 省 略

5 私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等の支払を受け
る居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対する第九条の六の三及び
第九条の六の四の規定の適用については、第九条の六の三第三項及び第
九条の六の四第三項中「剩余金の配当の」とあるのは、「剩余金の配当
（第八条の二第一項の規定の適用を受けた同項に規定する私募公社債等
運用投資信託等の収益の分配に係る配当等を除く。以下この項において
同じ。）の「一とする。

6 省 略

（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）

第八条の四 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、平成二十八年一
月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十三条第一項に規定する利
子等（第三条第一項に規定する一般利子等、第三条の三第一項に規定す
る国外一般公社債等の利子等その他政令で定めるものを除く。以下この
項及び第五項において「利子等」という。）又は同法第二十四条第一項
に規定する配当等（第八条の二第一項に規定する私募公社債等運用投資
信託等の収益の分配に係る配当等、前条第一項に規定する国外私募公社
債等運用投資信託等の配当等その他政令で定めるものを除く。以下この
項、第四項及び第五項において「配当等」という。）で次に掲げるもの
（以下この項、次項及び第四項において「上場株式等の配当等」という
。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配
当所得については、同法第二十二条及び第八十九条並びに第一百六十五条
の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該上場株式等の
配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めると
ころにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当
所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の
金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第三項第三号の規定により
読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある
場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する金額
に相当する所得税を課する。この場合において、当該上場株式等の配当
等に係る配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用し

第八条の二 同 上

234 同 上

5 同 上

（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）

第八条の四 同 上

ない。

一 第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等の利子等又は配当等で、内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る基準日（当該配当等が所得税法第二十五条第一項の規定により剩余金の配当、利益の配当、剩余金の分配又は金銭の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日）においてその内国法人の発行済株式（投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。第三号、第九条の三第三号及び第九条の三の二第三項第三号において同じ。）にあつては、発行済みの投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口（投資信託及び投資法人をいう。第三号及び第九条の三第三号において同じ。）にあつては、発行済みの投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下この項、次条第一項第四号、第九条の三第三号及び第九条の三の二第一項第三号において同じ。））又は出資の総数又は総額の百分の三以上に相当する数又は金額の株式（投資口を含む。以下この章において同じ。）又は出資を有する者が当該内国法人から支払を受ける配当等以外のもの

二一六 省略

3 2 省略
四 第一項の規定の適用がある場合における所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一五三 省略

四 所得税法第九十二条、第九十三条、第九十五条、第一百六十五条の五の三及び第一百六十五条の六の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「ものを除く。」とあるのは「ものを除く。」及び租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同項の規定の適用を受けようとするものに限る。）と、「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び同項」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同法第九十五条及び第一百六十五条の六中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及

一 第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等の利子等又は配当等で、内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る基準日（当該配当等が所得税法第二十五条第一項の規定により剩余金の配当、利益の配当、剩余金の分配又は金銭の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日）においてその内国法人の発行済株式（投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。第三号及び第九条の三第三号において同じ。）にあつては、発行済みの投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下この項、次条第一項第四号、第九条の三第三号及び第九条の三の二第一項第三号において同じ。）又は出資の総数又は総額の百分の三以上に相当する数又は金額の株式（投資口を含む。以下この章において同じ。））又は出資を有する者が当該内国法人から支払を受ける配当等以外のもの

二一六 同上

3 2 同上

一五三 同上

四 所得税法第九十二条、第九十五条及び第一百六十五条の六の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「ものを除く。」とあるのは「ものを除く。」及び租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同項の規定の適用を受けようとするものに限る。）と、「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び同項」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同法第九十五条及び第一百六十五条の六中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及

のは「収益の分配若しくは特定法人の配当等（租税特別措置法第九条の六第一項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する特定目的会社の同項に規定する利益の配当、同法第九条の六第二項（投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例）に規定する投資法人の同条第三項に規定する投資口の同条第一項に規定する配当等、特定目的信託の受益権の剩余金の配当又は同法第九条の六の第四項（特定投資信託の剩余金の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する特定投資信託の受益権の剩余金の配当をいう。以下同じ。）の支払又は同法第九条の三の二第一項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）に規定する上場株式等の配当等（以下「特定上場株式等の配当等」という。）の交付を受ける場合（当該収益の分配、当該特定法人の配当等又は当該特定上場株式等の配当等について同法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に限る。）」と、「同項」とあるのは「第一百七十六条第三項」と、「金額」とあるのは「金額、当該特定法人の配当等に係る特定法人調整外国税相当額（同法第九条の六第三項に規定する特定目的会社分配時調整外国税相当額、同法第九条の六第二項に規定する投資法人分配時調整外国税相当額、同法第九条の六第三項（特定目的信託の剩余金の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する特定目的信託分配時調整外国税相当額及び同法第九条の六第四項に規定する特定投資信託分配時調整外国税相当額をいう。以下同じ。）及び当該特定上場株式等の配当等に係る同法第九条の三の二第二項の規定により控除された同項各号に定める金額に相当する金額のうち所得税の額に對応する部分以外の部分の金額として政令で定める金額（以下「特定調整外国税相当額」という。）」と、「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び同法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同法第九十五条第一項中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）の規定による所得税の額」と、「をその年分の所得税の額」とあるのは「をその年分の所得税の額及び同項の規定による所得税の額」と、同条第二項及び第三項中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額」とする。

び租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）の規定による所得税の額」とする。

定による所得税の額」と、同法第百六十五条の五の三第一項中「の支払を受ける場合（恒久的施設帰属所得に該当するものの支払」とあるのは「若しくは特定法人の配当等の支払又は特定上場株式等の配当等の交付を受ける場合（恒久的施設帰属所得に該当するものの支払又は交付を受ける場合であり、かつ、当該収益の分配、当該特定法人の配当等又は当該特定上場株式等の配当等について租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）の規定の適用」と、「同項に」とあるのは「第一百七十六条第三項に」と、「金額（）とあるのは「金額、当該特定法人の配当等に係る特定法人調整外国税相当額及び当該特定上場株式等の配当等に係る特定調整外國税相当額（）と、「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び同法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同条第三項中「所得税の額、」とあるのは「所得税の額、租税特別措置法により準じて計算する」と、「又は」とあるのは「又は同項の規定により準じて計算する」と、同法第一百六十五条の六第一項中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額並びに租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）の規定による所得税の額」と、「をその年分の所得税の額」とあるのは「をその年分の所得税の額及び同法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同条第二項及び第三項中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同条第八項中「所得税の額」とあるのは「所得税の額、租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額、第一百六十五条第一項の規定により準じて計算する」と、「又は」とあるのは「又は同項の規定により準じて計算する」。

458 省略

（確定申告を要しない配当所得等）

第八条の五 平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（第三条第一項に規定する一般利子等そ

458 同上

（確定申告を要しない配当所得等）

第八条の五 平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（第三条第一項に規定する一般利子等そ

の他の政令で定めるものを除く。以下この条において「利子等」という。又は同法第二十四条第一項に規定する配当等（第八条の二第一項各号に掲げる受益権の収益の分配その他の政令で定めるものを除く。以下の条において「配当等」という。）で次に掲げるものを有する居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、同年以後の各年分の所得税については、同法第二十条、第二百二十三条若しくは第二百二十七条（これらの規定を同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する総所得金額、配当控除の額若しくは純損失の金額若しくは同法第二百二十二条第一項（同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額若しくは同法第二百二十二条第三項（同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する公的年金等に係る雑所得以外の所得金額又は前条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上当該利子等に係る利子所得の金額又は配当等に係る配当所得の金額を除外し、かつ、同法第九十三条第一項又は第二百六十五条の五の三第一項に規定する分配時調整外国税相当額（以下この項及び次項において「分配時調整外国税相当額」という。）の計算上当該利子等又は配当等に係る分配時調整外国税相当額を除外したところにより、同法第九十三条第一項、第二百二十条から第二百二十七条まで（これらに規定する場合を含む。）の規定及び第二百二十二条第一項（同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）の規定を適用することができる。

一七 省略

2 前項に規定する居住者又は非居住者の平成二十八年以後の各年分の所得税について国税通則法第二十五条の規定による決定（当該決定に係る同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を含む。）をする場合におけるこれらの規定の適用については、同項の規定に該当する利子所得の金額、同項の規定に該当する配当所得の金額及びこれに係る配当控除の額並びに同項の規定に該当する分配時調整外国税相当額は、これらに規定する課税標準等及び税額等には含まれないものとする。

の他の政令で定めるものを除く。以下この条において「利子等」という。又は同法第二十四条第一項に規定する配当等（第八条の二第一項各号に掲げる受益権の収益の分配その他の政令で定めるものを除く。以下の条において「配当等」という。）で次に掲げるものを有する居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、同年以後の各年分の所得税については、同法第二十条、第二百二十三条若しくは第二百二十七条（これらの規定を同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する総所得金額、配当控除の額若しくは純損失の金額若しくは同法第二百二十二条第一項（同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額又は前条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上当該利子等に係る利子所得の金額又は配当等に係る配当所得の金額を除外したところにより、同法第二百二十二条から第二百二十七条まで（これらの規定を同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）の規定及び第二百二十二条第一項（同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）の規定を適用することができる。

一七 同上

2 前項に規定する居住者又は非居住者の平成二十八年以後の各年分の所得税について国税通則法第二十五条の規定による決定（当該決定に係る同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を含む。）をする場合におけるこれらの規定の適用については、同項の規定に該当する利子所得の金額並びに同項の規定に該当する配当所得の金額及びこれに係る配当控除の額は、これらに規定する課税標準等及び税額等には含まれないものとする。

(配当控除の特例)

第九条 個人の各年分の総所得金額のうちに次に掲げる配当等（所得税法第二十四条第一項に規定する配当等をいう。以下この条において同じ。）に係る配当所得がある場合には、当該配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

一五省略

六 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。第九条の三の二第三項第二号において同じ。）

から支払を受けるべき配当等

七省略

254省略

（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）

第九条の三の二 平成二十八年一月一日以後に個人又は内国法人（所得税法別表第一に掲げる内国法人を除く。）若しくは外国法人に対して支払われる次に掲げる利子等（同法第二十三条第一項に規定する利子等をいう。以下この項及び第八項において同じ。）又は配当等で政令で定めるもの（国内において支払われるものに限り、第九条の四の二第二項の規定の適用を受ける収益の分配を除く。以下この条において「上場株式等の配当等」という。）の国内における支払の取扱者で政令で定めるもの（第三項及び第八項において「支払の取扱者」という。）は、当該個人又は内国法人若しくは外国法人に当該上場株式等の配当等の交付をする際、その交付をする金額（第三項の規定により控除する同項各号に定める金額がある場合には、当該金額その他の政令で定める金額を加算した金額）に百分の十五（第一号に掲げる配当等でその配当等の支払をする内国法人に係る大口株主等に対し交付をするものについては、百分の二十）の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

一六省略

3|2省略

第一項の場合において、支払の取扱者が交付をする上場株式等の配当等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額があるときは、当該各号に定める金額は、同項の規定により徴収して納付すべき当該上

(配当控除の特例)

第九条 同上

六 資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社から支払を受けるべき配当等

254同上

（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）

第九条の三の二 平成二十八年一月一日以後に個人又は内国法人（所得税法別表第一に掲げる内国法人を除く。）若しくは外国法人に対して支払われる次に掲げる利子等（同法第二十三条第一項に規定する利子等をいう。以下この項及び第四項において同じ。）又は配当等で政令で定めるもの（国内において支払われるものに限り、第九条の四の二第二項の規定の適用を受ける収益の分配を除く。以下この条において「上場株式等の配当等」という。）の国内における支払の取扱者で政令で定めるもの（第四項において「支払の取扱者」という。）は、当該個人又は内国法人若しくは外国法人に当該上場株式等の配当等の交付をする際、その交付をする金額に百分の十五（第一号に掲げる配当等でその配当等の支払をする内国法人に係る大口株主等に対し交付をするものについては、百分の二十）の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

一六同上

2同上

場株式等の配当等に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除する。

一 投資信託（法人税法第二条第二十九号ロに掲げる信託に限る。以下この号において「証券投資信託等」という。）又は特定受益証券発行信託の収益の分配（当該証券投資信託等がその信託財産を他の証券投資信託で政令で定めるものの受益権に対する投資として運用することを目的とする投資信託で政令で定めるものに該当する場合における当該他の証券投資信託の信託財産（当該証券投資信託等がその信託財産を他の証券投資信託で政令で定めるものの受益権に対する投資として運用することを目的とする投資信託で政令で定めるものに該当する場合における当該他の証券投資信託の信託財産を含む。）について当該証券投資信託等又は特定受益証券発行信託を引き受けた内国法人又は外国法人が納付した所得税法第七十六条第三項又は第一百八十条の二第三項に規定する所得税の額のうち当該収益の分配に対応する部分の金額として政令で定めることにより計算した金額

二 特定目的会社の利益の配当（資産の流動化に関する法律第一百五十五条第一項に規定する金銭の分配を含む。以下この号において同じ。）

当該特定目的会社が納付した外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）の額のうち当該利益の配当に対応する部分の金額として政令で定めることにより計算した金額

三 投資法人の投資口の配当（当該投資法人が納付した外国法人税の額のうち当該配当等に対応する部分の金額として政令で定めることにより計算した金額）

四 特定目的信託の受益権の剩余额の配当（当該特定目的信託に係る第九条の六の三第一項に規定する受託法人が納付した外国法人税の額のうち当該剩余额の配当に対応する部分の金額として政令で定めることにより計算した金額）

第五項の規定の適用がある場合における所得税法第一百七十条、第一百七十五条及び第一百七十九条の規定の適用については、同法第一百七十条、第一百七十五条第一号及び第二号並びに第一百七十九条第一号及び第三号中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（租税特別措置法第九条の三の二第三項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）の規定の適用がある場合には、同項の規定により控除された同項各号に定め

る金額を控除した金額)」とする。

6 第三項の規定の適用がある場合において、上場株式等の配当等の交付を受ける者が個人であるときは、当該個人に対する所得税法の規定の適用については、同法第九十三条第一項中「収益の分配の支払を受ける場合」とあるのは「収益の分配の支払又は租税特別措置法第九条の二第一項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）に規定する上場株式等の配当等（以下「上場株式等の配当等」という。）の交付を受ける場合（当該収益の分配又は上場株式等の配当等について同法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合を除く。）」と、「同項」とあるのは「第一百七十六条第三項」と、「金額」とあるのは「金額及び当該上場株式等の配当等に係る同法第九条の二第一項の規定により控除された同項各号に定める金額に相当する金額（以下「上場株式配当等控除額」という。）」のうち所得税の額に対応する部分以外の部分の金額として政令で定める金額（以下「調整対象外国税相当額」という。）」と、同法第一百二十一条第一項第五号（同法第一百六十六条において準用する場合を含む。）中「金額」とあるのは「金額とし、上場株式等の配当等の交付を受けた場合には、当該上場株式等の配当等（租税特別措置法第八条の五第一項（確定申告を要しない配当所得等）の規定の適用を受けたものを除く。）に係る上場株式配当等控除額のうち所得税の額に対応する部分の金額として政令で定める金額を加算した金額とする。」と、同法第一百六十五条の三第一項中「収益の分配の支払」とあるのは「収益の分配の支払又は上場株式等の配当等の交付」と、「支払を受ける場合に限る」とあるのは「支払又は交付を受ける場合に限るものとし、当該収益の分配又は上場株式等の配当等について租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合を除く」と、「同項」とあるのは「第一百七十六条第三項」と、「金額」とあるのは「金額及び当該上場株式等の配当等に係る調整対象外国税相当額」とする。

7 第三項の規定の適用がある場合において、上場株式等の配当等の交付を受ける者が第一項に規定する内国法人又は外國法人であるときは、当該内国法人又は外國法人に対する法人税法及び地方法人税法の規定の適用については、当該内国法人にあつては、法人税法第六十八条第一項中

「を除く」とあるのは「（租税特別措置法第九条の三の二第三項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）の規定により控除された同項各号に定める金額に相当する金額（以下「上場株式配当等控除額」という。）のうち所得税の額に対応する部分以外の部分の金額として政令で定める金額（以下「調整対象外国税相当額」という。）を除く。）を除くものとし、当該内国法人が交付を受ける租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等（以下「上場株式等の配当等」という。）に係る上場株式配当等控除額のうち所得税の額に対応する部分の金額として政令で定める金額（以下「調整対象所得税相当額」という。）を加える」と、同法第六十九条の二第一項中「収益の分配の支払」とあるのは「収益の分配の支払又は上場株式等の配当等の交付」と、「金額（一）とあるのは「金額及び当該上場株式等の配当等に係る調整対象外国税相当額（一）と、同法第八十一条の十四第一項中「を除く」とあるのは「（調整対象外国税相当額を除く。）を除くものとし、当該連結法人が交付を受ける上場株式等の配当等に係る調整対象所得税相当額を加える」と、同法第八十一条の十五の二第一項中「収益の分配の支払」とあるのは「収益の分配の支払又は上場株式等の配当等の交付」と、「金額（一）とあるのは「金額及び当該上場株式等の配当等に係る調整対象外国税相当額（一）とし、当該外國法人につては、同法第百四十四条中「第六十八条（一）とあるのは「租税特別措置法第九条の三の二第七項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）の規定により読み替えて適用する第六十八条（一）と、「第六十八条第一項」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用する第六十八条第一項」と、「除く」とあるのは「除くもの」と、「（同法）とあるのは「（所得税法）と、同法第一百四十四条の二の二第一項中「収益の分配の支払」とあるのは「収益の分配の支払又は上場株式等の配当等の交付」と、「ものの支払」とあるのは「ものの支払又は交付」と、「金額（一）とあるのは「金額及び当該上場株式等の配当等に係る調整対象外国税相当額（一）とする。

9 | 8 |

省 略
第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用を受けた上場株式等の配当等に係る所得税法第二百二十四条及び第二百二十五条の規定の特例その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

5 | 4 |

同 上
前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける上場株式等の配当等に係る所得税法第二百二十四条及び第二百二十五条の規定の特例その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）

第九条の六 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下この条において同じ。）が納付した外國法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下第九条の六の四までにおいて同じ。）の額は、政令で定めるところにより、当該特定目的会社の利益の配当（資産の流動化に関する法律第百十五条规定する金銭の分配を含む。以下この条において同じ。）に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除する。

2 前項の規定の適用を受ける特定目的会社が居住者、非居住者、内國法人又は外国法人に対し利益の配当の支払をする場合における所得税法第一百八十二条第二号に規定する配当等の金額、同法第二百一十三条第一項第一号に規定する国内源泉所得の金額又は同条第二項第二号に規定する配当等の金額は、これらの規定にかかわらず、これらの金額に前項の規定により控除する金額を加算した金額とする。

3 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が特定目的会社の利益の配当の支払を受ける場合（当該非居住者にあつては、所得税法第一百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。）において、当該利益の配当に係る特定目的会社分配時調整外國税相当額（当該特定目的会社が納付した外國法人税の額で第一項の規定により当該利益の配当に係る所得税の額から控除された金額のうち当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける利益の配当に對応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額をいう。）があるときは、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対する同法の規定の適用については、同法第九十三条第一項及び第一百六十五条の五の三第一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配又は租税特別措置法第九条の六第一項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する特定目的会社の同項に規定する利益の配当」と、「同項」とあるのは「第一百七十六条第三項」と、「金額（）とあるのは「金額及び同法第九条の六第三項に規定する特定目的会社分配時調整外國税相当額（）とする。」

4 内國法人又は恒久的施設を有する外國法人が特定目的会社の利益の配当の支払を受ける場合（当該外國法人にあつては、法人税法第一百四十一

条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。)において、当該利益の配当に係る特定目的会社分配時調整外国税相当額(当該特定目的会社が納付した外国法人税の額で第一項の規定により当該利益の配当に係る所得税の額から控除された金額のうち当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が支払を受ける利益の配当に對応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額をいう。)があるときは、当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人に対する同法及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第六十九条の二第一項、第八十一条の十五の二第一項及び第一百四十四条の二の二第一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配又は特定目的会社の租税特別措置法第九条の六第一項(特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例)に規定する利益の配当」と、「同項又は同法」とあるのは「所得税法第百七十六条第三項又は」と、「金額」(一)とあるのは「金額及び租税特別措置法第九条の六第四項に規定する特定目的会社分配時調整外国税相当額」(一)とする。

5 第一項の特定目的会社が当該特定目的会社の利益の配当の支払を受けた者に行う通知に関する事項その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例)

第九条の六の二 投資法人(投資信託及び投資法人に關する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下この条において同じ。)が納付した外国法人税の額は、政令で定めるところにより、当該投資法人の配当等(所得税法第二十四条第一項に規定する配当等をいう。以下この条において同じ。)に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除する。

3 2 前条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。
居住者又は恒久的施設を有する非居住者が投資法人の投資口(投資信託及び投資法人に關する法律第二条第十四項に規定する投資口をいう。次項において同じ。)の配当等の支払を受ける場合(当該非居住者については、所得税法第六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。)において、当該配当等に係る投資法人分配時調整外国税相当額(当該投資法人が納付した外国法人

税の額で第一項の規定により当該配当等に係る所得税の額から控除された金額のうち当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が支払を受けた配当等に對応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額をいう。)があるときは、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対する同法の規定の適用については、同法第九十三条第一項及び第六十五条の五の三第一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配又は租税特別措置法第九条の六の二第一項(投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例)に規定する投資法人の同条第三項に規定する投資口の同条第一項に規定する配当等」と、「同項」とあるのは「第一百七十六条第三項」と、「金額」(とあるのは「金額及び同法第九条の六の二第三項に規定する投資法人分配時調整外国税相当額」とする。

4 内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が投資法人の投資口の配当等の支払を受ける場合(当該外国法人にあつては、法人税法第一百四一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。)において、当該配当等に係る投資法人分配時調整外国税相当額(当該投資法人が納付した外国法人税の額で第一項の規定により当該配当等に係る所得税の額から控除された金額のうち当該内国法人又は恒久的施設を有する外國法人が支払を受ける配当等に對応する部分の金額として政令で定める金額をいう。)があるときは、当該内国法人又は恒久的施設を有する外國法人に対する同法及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第六十九条の二第一項、第八十一条の十五の二第一項及び第一百四十四条の二の二第一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配又は投資法人の租税特別措置法第九条の六の二第三項(投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例)に規定する投資口の同条第一項に規定する配当等」と、「同項又は同法」とあるのは「所得税法第一百七十六条第三項又は」と、「金額」(とあるのは「金額及び租税特別措置法第九条の六の二第四項に規定する投資法人分配時調整外国税相当額」とする。

5 第一項の投資法人が当該投資法人の配当等の支払を受ける者に行う通知に関する事項その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例)

第九条の六の三 特定目的信託に係る受託法人（所得税法第六条の三に規定する受託法人（第二条の二第二項において準用する同法第六条の三第一号の規定により内国法人としてこの法律の規定を適用するものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）が納付した外国法人税の額は、政令で定めるところにより、当該特定目的信託の剩余额の配当に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除する。

2 第九条の六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

3 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が特定目的信託の受益権の剩余额の配当の支払を受ける場合（当該非居住者にあつては、所得税法第一百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。）において、当該剩余额の配当に係る特定目的信託分配時調整外国税相当額（当該特定目的信託に係る受託法人が納付した外国法人税の額で第一項の規定により当該剩余额の配当に係る所得税の額から控除された金額のうち当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける剩余额の配当に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額をいう。）があるときは、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対する同法の規定の適用については、同法第九十三条第一項及び第一百六十五条の五の三第一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配又は特定目的信託の受益権の剩余额の配当」と「金額（）とあるのは「金額及び租税特別措置法第九条の六の三第三項（特定目的信託の剩余额の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する特定目的信託分配時調整外国税相当額（）とする。

4 内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が特定目的信託の受益権の剩余额の配当の支払を受ける場合（当該外國法人にあつては、法人税法第一百四十二条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。）において、当該剩余额の配当に係る特定目的信託分配時調整外國税相当額（当該特定目的信託に係る受託法人が納付した外國法人税の額で第一項の規定により当該剩余额の配当に係る所得税の額から控除された金額のうち当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が支払を受ける剩余额の配当に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額をいう。）があるときは、当該内国法人又は恒久的施設を有する外國法人に対する同法及び地方法人税法の規定の適用に